

年末調整のご案内

毎日の業務お疲れ様です。
今年も年末調整の時期となりました。昨年同様WEBでの申請となります。
申請及び各種証明書(原本)を期日までに提出の程よろしくお願いいたします。

1. 年末調整書類申請期限 令和7年11月21日(金) WEB申請および証明書原本 必着

申請ページへのログイン案内は10月30日頃メールにて配信予定です。
ITAXWEBの登録完了されていない方は10月29日までに済ませるようお願いいたします。
登録方法に関しては各管理者もしくはサポートオフィスにお問い合わせください。

2. WEB申請後の各種証明書(原本)は必ず本社まで郵送をお願いします。

令和7年度税制改正により、扶養親族等の所得要件改正、特定親族特別控除が創設されました。
下記内容をご確認いただき、早めに令和7年分の収入(見込み)証明書をご準備ください。

【所得要件】		
扶養親族等の区分	所得要件 (注1)	
	(収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の場合は、新たに最大63万円の「特定親族特別控除」が段階的に適用されます。

【特定親族特別控除額】		
特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))		特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

3. 年末調整にかかる所得税の扶養追加・削除をされる場合にはITAXWEBで申請をお願い致します。
4. 本年中に結婚・出生等により申告書へ新たに追加記入する扶養親族のある方は、追加となる扶養親族のマイナンバー(個人カード(写)、個人番号通知書(写)、マイナンバー記載の住民票(写)のいずれか)が必要になります。※マイナンバーのご提出がないと扶養としての処理ができません
マイナンバーの提出方法については、宛先および必要書類を当社ホームページのお知らせに掲載しております。ご自宅等で印刷していただき、提出をお願いいたします。

※イタックスの給与収入が主収入の場合は、必ず令和7年及び令和8年の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」と「令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書」をご提出ください。

ご提出いただけない方については、税務署の指導により、高い税率を適用して所得税の控除をすることになりますのでご注意ください。

イタックスの給与が主収入でない場合は、令和8年1月にお送り致します「令和7年分 源泉徴収票」を持って各自で確定申告手続きをお願いいたします。

- ※ 到着期限を経過したものは一切の理由を問わず年末調整での各種控除は受けられません。
令和8年1月に基礎控除のみで算定した「令和7年分 源泉徴収票」を同封してご返送いたしますので、各自で確定申告手続きをお願いいたします。

* 年末調整に関する控除証明書等の郵送先

〒891-0114 鹿児島県鹿児島市小松原1-44-8
イタックス株式会社 総合管理室 年末調整係

* マイナンバーに関するお問合せ

本社 総合管理室 TEL 099-210-2430 までご連絡ください。

